

開発事業者及び関係技術者様

大和高田市開発指導要綱の一部改正についてのお知らせ
(令和8年2月1日施行)

改正内容

1. 第4条に関しまして、4(申請の取り下げについて内容)の追加を行いました。
2. 各様式の押印を不要とする整備を行いました。(委任状、様式3号 開発事業に伴う公共公益施設の帰属及び管理に関する協定書、開発事業事前協議書には押印が必要です。)
3. その他所要の整備を行いました。